

□ 診断士の役割や診断士に必要な資質（倫理観，公平性，透明性）

コンクリート診断士制度規則

（目的）

第1条 コンクリート診断士制度は、コンクリート構造物の診断における計画、調査・測定、予測、評価、判定および補修・補強対策ならびにそれらの管理、指導等に関する業務に携わる技術者の資格を定めて、コンクリート構造物の安全性、使用性および耐久性等に関する診断技術の向上を図り、コンクリート構造物に対する信頼性を高め、社会基盤の整備に寄与することを目的とする。

（称号）

第2条

2. 診断士は、コンクリートおよび鋼材等の品質劣化等の診断における計画、調査・測定、予測、評価、判定および補修・補強対策ならびにそれらの管理、指導等を実施する能力のある技術者とする。

□ 診断士の役割や診断士に必要な資質（倫理観，公平性，透明性）

1.2 診断士の資質・役割

「コンクリート診断士制度規則」は、コンクリート構造物の安全性，使用性および耐久性等に関する診断技術の向上をはかり，コンクリート構造物に対する信頼性を高め，社会基盤の整備に寄与することを目的とした，コンクリートおよび鉄筋等の品質劣化等の診断における計画，調査・測定，管理，指導および判定，並びに予測および対策等に関する業務に携わる技術者の資格制度を定めたものである。同規則では，診断士は，“コンクリートおよび鉄筋等の診断における計画，調査・測定，管理，指導および判定，並びにそれらの品質劣化に関する予測および対策等を実施する能力のある技術者”とされている。したがって診断士は，構造物のコンクリートを対象としてその劣化の程度を診断し，場合によっては維持管理の提案をする必要がある。診断のためには，計画，調査・測定，評価および判定に関する知識が，また維持管理の提案のためには，劣化の進行予測と各種対策の効

果の予測などの知識が必要とされる。要するに診断士は，コンクリート構造物の診断と維持管理全般にかかる必要な知識を有するとともに，少しずつ異なる各々の構造物に対して適切な対応のできる技術を有することが求められている。

診断という行為には，偏りのない公正さが要求され，職業倫理にもとる行為は許されない。すなわち，高い技術力のみならず，高いモラルも同時に求められるのである。したがって，職業倫理に反した場合には資格取消しになるなど厳しい処分が下されることが規則に定められている。診断士は，何よりも社会的な信頼に込えられることが必要なのである。

診断士の活動によって，市民社会の貴重な社会基盤となっているコンクリート構造物の健全性が保たれるばかりでなく，その積み重ねによって社会的な信頼が得られるならば，多くの分野で診断士の知識と技術が重用されるものと期待される。